

(農業経営統計調査)

審査メモで示された論点に対する回答

(R3.5.19 農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課)

1 今回申請した変更事項

(1) 調査の重点化 (ロングフォーム・ショートフォームの導入)

(変更内容)

経営統計調査について、調査事項を「基本項目」と「詳細項目」に区分し、個人経営体のうち、副業的経営体については、基本項目のみ回答を求める

(論点)

1-1. 主業経営体及び準主業経営体に重点化することとした背景・必要性は何か。

(回答)

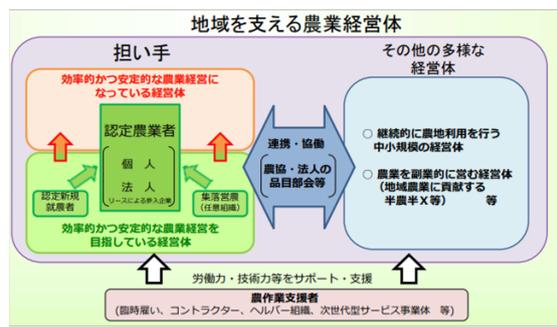
農業経営統計調査(経営統計調査)の重点化の背景

日本の農業は多様な経営体によって支えられている。
このような中で経営統計調査は、水田作、畑作等、営農類型別に農業経営の実態を把握することにより、農業政策のEBPMに資することが求められている。

一方で、報告者の負担軽減や定年退職者が急増する地方統計組織の実態への適切な対応も求められている。

【日本全体の農業経営実態把握】

○ 農業の目指すべき姿(食料・農業・農村基本計画より抜粋)



【報告者負担】

【公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日変更閣議決定)】(抜粋)

第3 公的統計の整備に必要な事項

- 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減
- (3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握

公的統計の作成及び提供に当たっては、社会経済情勢の変化に伴い生ずる統計ニーズを把握し、そのニーズに的確に対応することが公的統計の有用性の向上という観点からも重要である。一方で、統計ニーズに対応するために、報告者に過度な負担を強いることは、統計調査への協力意欲の低下、ひいては統計調査の結果精度にも影響を及ぼすこととなるため留意が必要である。

【地方職員の減少】

- 農林水産省の地方統計職員は平均年齢50歳を超えており、今後10年間で多くの退職が見込まれている。
- 平成27年度から調査員を導入し、調査結果の維持に向けて指導・育成しているが、より一層の簡素化も必要

統計の利活用と報告者負担や統計リソースとのバランスを考慮する必要

1 国の機関が実施する統計調査（公的統計の作成）については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、報告者（調査対象経営体）の負担軽減が規定されているところ。

このような中、経営統計調査については内容が詳細で、調査対象経営体の負担が非常に大きい調査となっており、個人経営体の高齢化が進む中、今後の調査継続のためには報告者の負担軽減は喫緊の課題となっている。

2 他方、農林水産省の地方統計職員については、直近10年間で職員数が半減するとともに、平均年齢は50歳を超え今後10年間で多くの退職が見込まれている。このため、調査員による調査を推進しているものの、調査結果の審査・集計は職員によらざるを得ないことから、これら調査担当者の負担軽減を図ることも必要である状況にある。

3 経営統計調査は、農業政策のEBPMに資することが求められているものの、上記の課題に対応するためには、統計の利活用と報告者負担や統計リソースとのバランスを考慮し見直しを行っていく必要があるところである。

4 一方、我が国の農業を支えているのは、経営規模や年齢などが多様な経営体であるが、食料・農業・農村基本計画における「効率的かつ安定的な農業経営」を実現する「担い手」が我が国農業の大宗を占めるよう、農林水産省としても、将来に向けて、我が国の農業の「担い手」となる経営体に対する各種施策を実施しているところである。

従って、本調査の実施に当たっても、それら「担い手」に相当する経営体の情報を重点的に把握する優先度が高くなっている。

この「担い手」については、広義・柔軟な概念であり、所得や規模などの数値を用いた定義がされていないところであるが、近似する概念として、農林業センサスで定義する「主・副業分類」による「主業経営体」及び「準主業経営体」とすることとした。

なお、「主・副業分類」は、「農業の担い手の確保と農業所得への依存度の程度の組み合わせ」によって区分されているところであり、自営農業に年間60日以上従事する65歳未満の者の有無により「主業・準主業経営体」と「副業的経営体」に区分されているが、年間60日以上としているのは、60日の農業労働の投下により1人の最低生活ができるという過去の調査結果に基づく考えである。（下図参照）

「自営農業に年間60日以上従事」に係る最低生活の検証

【試算】

自営農業60日について、例えば、日本全国で作付けされている米でみると、**①**農業労働60日に相当する作付面積規模(1.0~3.0ha)の所得は**②**67.7万円。

「2018年(平成30年)農家の家計実態調査(家の光協会)」における1人当たり家計費の113万円(1戸当たりの家計費(租税含む。)358万円÷世帯員数3.18人)に対し、**③**は過半(60%)を賄う。

所得67.7万円/年⇒家計費の60%

【米生産費における60日当たり所得】

	0.5ha未満	0.5~1.0ha	平均	1.0~3.0ha	
				1.0~2.0ha	2.0~3.0ha
作付面積① a	35.8	71.5	191.8	142.3	241.3
労働日数換算② 日	21	30	④ 62	48	76
10a当たり労働時間③ 時間	45.89	34.11	25.99	26.78	25.19
10a当たり所得 円	△ 8,091	△ 325	33,688	25,997	41,378
1日当たり所得④ 円	-	-	11,287	8,269	14,305
60日当たり所得⑤ 円			⑤ 677,220		

注：平成30年産米生産費から作成

所得は、経営所得安定対策等の受取金を含む。

労働日数換算②は、作付面積①×10a当たり労働時間③、60日当たり所得は1日当たり所得×60日

(論点)

1-2. 調査票の配り分けが発生する主業・準主業と副業を、『自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員』の有無によって区分しているが、高齢でも自営農業に従事する者が少なくないと思われる。経営に関する情報を収集する本調査の目的を踏まえて、この区分で線引きをすることは適切と言えるのか。

(回答)

1 個人経営体用の調査票を主副業別区分により配り分けるに当たり、母集団情報(2020年農林業センサス)から経営耕地面積別の農業経営体数を確認したところ、主業・準主業経営体(約37.1万経営体)では10ha以上が全体の9%程度、20ha以上が全体の5%程度となっている一方、副業的経営体(約57.2万経営体)では10ha以上が全体の1%程度、20ha以上が全体の0%程度(ほぼ出現しない)となっている。

経営耕地面積別にみた主副業別農業経営体数

単位：経営体(%)

	全体	10ha以上	20ha以上
主業・準主業	370,629 (100.0)	33,425 (9.0)	17,088 (4.6)
副業	571,525 (100.0)	6,512 (1.1)	1,814 (0.3)

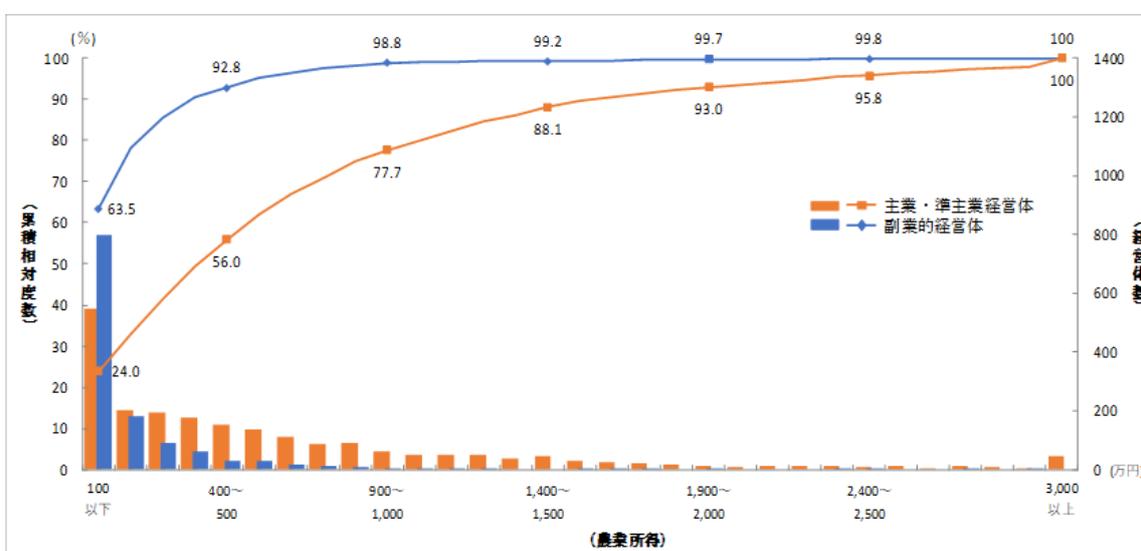
注1：表は、経営統計調査の母集団となる経営体数を経営耕地面積により区分して集計

2：平成30年営農類型別経営統計(個別経営体)の水田作経営における主業経営体の平均経営耕地面積は10.9haであることから10haを区切りとして整理

2 また、副業的経営体の所得分布を令和元年の経営形態別経営統計の結果で確認したところ、農業所得500万円以上が全体の7%程度、1,000万円以上が全体の1%程度であった。

主副業別にみた農業所得の分布

- 主業・準主業経営体も副業的経営体も、100万円未満の経営体の割合が最も多い。
- 主業・準主業経営体では、1,000万円以上の経営体が全体の2割余りを占めているが、副業的経営体では、1,000万円以上の経営体は全体の1%にすぎない。



3 同様に75歳以上の副業的経営体の所得分布を確認したところ、農業所得500万円以上が全体の6%程度、1,000万円以上が全体の1%となっており、65歳以上での分布とおおむね一致している。

農業所得別にみた副業的経営体数

単位：経営体

	全体	500万円以上	1,000万円以上
65歳以上	1,257 (100.0)	90 (7.2)	15 (1.2)
75歳以上	410 (100.0)	23 (5.6)	3 (0.7)

資料：農業経営統計調査「令和元年営農類型別経営統計（個人経営体）」

- 4 以上のとおり、副業的経営体は、経営耕地面積、農業所得のいずれの観点でも、小規模かつ零細な農業経営体が大宗を占めていることから、65歳により線引きを行い、調査票を配り分けることに大きな支障はないと考えているところであり、それにより、個人経営体の経営実態を効率的に情報収集が可能であるとともに、報告者負担の軽減も実現できるものと考えている。

(論点)

1－3. 基本項目と詳細項目の区分は、どのような考え方によりなされているか。

(回答)

個人経営体に対する調査事項について、我が国の農業の経営実態の把握に必要な事項を「基本項目」と位置付け全ての個人経営体で把握する一方、農業経営の維持・発展等の状況を把握するために必要な項目を「詳細項目」と位置付け、主業経営体及び準主業経営体を対象に基本項目と合わせて把握することとしたものである。

基本項目と詳細項目の内容については、以下の考え方により区分したところ。

- 1 「基本項目」については、1年間の経営活動の成果（もうけ）を表す損益計算書ベースの項目としており、農業を含む事業収入・経費・所得の状況を外観的に示すものである。とりわけ、農産物収入については、作物別の販売収入のみならず、作付面積や生産数量、販売数量等、関連する項目についても把握し、経営状況の分析・評価に資するデータを整備することとしている。

こうしたことから、農業経営における収入・支出及び所得については、当年の農業経営をめぐる事情（気象、作柄、需要等）を反映したものとして、各種政策の評価として重要視される。

- 2 これに対して、「詳細項目」は、①農業経営を維持・発展するための体力（＝財力・資本）の尺度を把握するものとして、貸借対照表ベースの項目に加え、②多角経営の状況を把握・分析するための情報を把握するものとして、農業に関連する事業の収支状況に関する項目としている。

農業政策の柱として位置付けられているところの「担い手」による「効率的かつ安定的な経営」を育成・確保していくためには、将来にわたって「担い手」となり得る経営体に対してこれら詳細項目の報告を求め、より詳しく経営状況を把握することが重要と考えられる。

(論点)

1-4. 基本項目については、ロングフォーム調査票とショートフォーム調査票の双方に共通しているが、調査票上の並びが異なると、集計時にミスが発生したり、二次利用の際の利便性が損なわれる懸念がある。については、ロングフォーム調査票においては、基本項目、詳細項目の順に並べ、ショートフォーム調査票の基本項目と同じ並びとするなどの配慮が必要ではないか。

(回答)

- 1 個人経営体用（ロングフォーム・ショートフォーム）の調査票における調査事項の並びについては、双方の調査票に共通して、
- ① 調査票の前半部分には、税務申告資料からの転記項目（損益計算書、貸借対照表（ロングフォームのみ））を集約、
 - ② 後半部分には、税務申告資料からは転記できない農作物の生産概況、制度受取金の内訳、労働時間等の項目等を集約
- しており、報告者である農業経営体が記入しやすいレイアウトとなるよう調査票を設計したところであり、ロングフォーム調査票とショートフォーム調査票の項目の並びを合わせると転記項目がバラバラに配置される等、報告者が記入しにくくなると考えている。

並びを統一した場合の調査票の構成例	
<p>○ ショートフォーム調査票</p> <ol style="list-style-type: none">1. 現況(共通項目)<u>2. 損益計算書【転記項目】</u><u>3. 事業収支の概要【転記項目】</u>4. 土地面積5. 生産概況、農産物・受託収入6. 制度受取金・積立金等7. 労働の概要	<p>○ ロングフォーム調査票</p> <ol style="list-style-type: none">1. 現況(共通項目)<u>2. 損益計算書【転記項目】</u><u>3. 事業収支の概要【転記項目】</u>4. 土地面積5. 生産概況、農産物・受託収入6. 制度受取金・積立金等7. 労働の概要<u>8. 貸借対照表【転記項目】</u>9. 投資と資金調達の状況10. 主要農業固定資産の状況11. 指定品目関係12. 農業生産関連事業収支 <p style="text-align: right;">} 詳細項目</p>

転記項目が離れた場所に配置

2 なお、集計については、調査票の違いを考慮したシステム開発を行うことでミスが発生しないようにする。

3 また、従来は個別経営体と組織法人経営体とで異なっていた調査票ファイルのデータレイアウトについて、政府共通のオンサイト利用における利便性向上に資するよう、個人経営体用（ロングフォーム・ショートフォーム）及び法人経営体用とでデー

タレイアウトを共通化するよう検討を進めており、調査事項の並びが異なることにより二次利用の際の利便性が損なわれることはないものと考えている。

(論点)

1-5. 詳細項目を副業的経営体に求めなくなることで、作成される統計に支障はないか。

(回答)

詳細項目を農業経営の維持・発展等の状況を把握するために必要な項目と位置付けていることから、副業的経営体に対しても報告を求める優先度は低いと考えている。

また、利活用の面でみると、①貸借対照表に関しては行政ニーズが必ずしも高い訳ではないこと（組替集計依頼：平成30年0件、令和元年1件）、②農業生産関連事業に関しては農業生産関連事業に取り組む調査対象経営体がほとんど出現しなかったことから、把握範囲を限定しても大きな問題が生じないと考え、利用者のニーズの高い調査事項に重点化することとしたものである。

(論点)

1-5の補足。

基本項目と詳細項目、それぞれ異なった方法で集計することになるのか。

(回答)

今回の変更により、基本項目については、農業経営体全体としての1経営体当たりの平均値を計算する一方、詳細項目については、主業及び準主業の範囲での1経営体当たりの平均値となる。

今回、2種類の調査票（基本項目、詳細項目）を用いて調査を実施するが、集計方法については違いはなく、従来と同様に加重平均により1経営体当たりの平均値を算出することとしている。

(論点)

1-6. 本調査は、5年間標本固定されるが、5年の間に、世帯員の年齢が65歳を超えた場合、区分が変更され、調査票も変更されるのか。

(回答)

1 標本が固定される5年間に主副業別区分が変更された場合には、それに応じて調査票も変更することとしている。

2 主副業別区分については、例えば経営主の子息が就農した場合、当該経営体が副業的経営体から主業・準主業に変更されること等、後継者の就農状況により流動的とな

る区分であることから、集計上、主副業別区分を5年間固定することは適当ではないと考えている。

- 3 経営統計調査では、これまでも主副業別区分で集計・公表してきており、調査開始前に農業所得の依存度、営農類型の変更、労働力の状況等、経営状況について確認し、5年の調査期間中に主副業別区分の変更があった場合には集計区分も変更してきたところ。

ロングフォーム・ショートフォーム方式導入後も、集計区分を適切に変更する観点からこれまで通り調査開始前に経営状況等を確認し、65歳未満の家族労働者がいない場合にはショートフォーム調査票を配布するものである。

(論点)

2. 申請された調査計画では、「基本項目」「詳細項目」の用語が、以下のとおり多義的に用いられる結果になっており、調査計画内での整合が図られていない。

区分	調査計画での記載	内容
調査票の表題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人経営体用 (詳細項目) ・ 個人経営体用 (基本項目) 	<p>「詳細項目」とは、全ての調査事項、つまり、集計事項一覧でいう「基本項目」と「詳細項目」の両方を意味するものとして使用</p> <p><u>(「諮問の概要」4頁の説明と異なる)</u></p>
集計事項一覧	<p>I 営農類型別経営統計</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 個人経営体 (基本項目) 2 個人経営体 (詳細項目) 	<p>「基本項目」は全ての個人経営体に回答を求める事項、「詳細項目」は副業的経営体以外に回答を求める事項という意味で使用</p> <p><u>(「諮問の概要」4頁の説明と同じ)</u></p>

については、調査票の表題について現状のままでは不適切であり、例えば、以下のような表題に修正する必要がある。

(案1) 「個人経営体用 (主業的経営体・準主業的経営体)」、「個人経営体用 (副業的経営体)」

(案2) 「個人経営体用 (詳細調査)」、「個人経営体用 (基本調査)」

(案3) 「個人経営体用 (A票)」、「個人経営体用 (B票)」

(回答)

(案2) 「個人経営体用 (詳細調査)」、「個人経営体用 (基本調査)」のとおりとさせていただきます。

(論点)

3. 生産費調査についても、経営統計調査と同様のロングフォーム・ショートフォーム方式は導入できないのか。

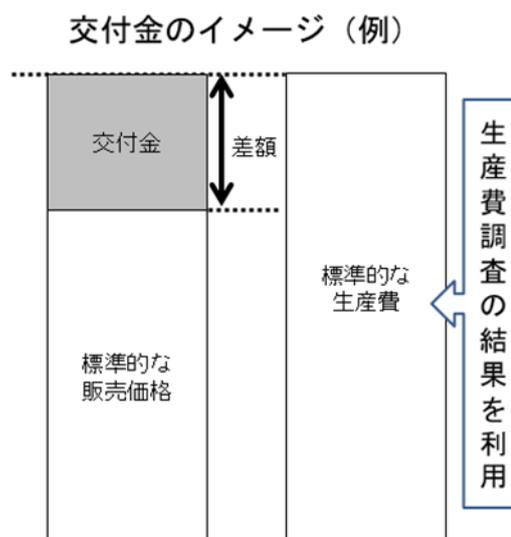
(回答)

生産費調査は、農産物及び畜産物の生産に要するコストを調査することを目的としているため、コストを構成している全ての費用について把握する必要があり、調査対象経営体により把握する費用が異なるものではなく、経営統計調査と同じ考え方によりロングフォーム・ショートフォーム方式を導入することはできない。

なお、これまででも総額のみ把握できれば良いとした費目については詳細な内訳までは求めないこととする等の見直しをしてきたところであり、行政ニーズも踏まえ、今後も報告者の負担軽減に努めてまいりたい。

(参考) 生産費調査の対象品目と利用される交付金等

調査対象品目	経営の安定を図るための交付金等
小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦、大豆、てんさい、原料用ばれいしょ、そば、なたね	経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
原料用かんしょ	でん粉原料用いも交付金
さとうきび	甘味資源作物交付金
牛乳	加工原料乳生産者補給金
子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛	肉用子牛生産者補給金
去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛	肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)
肥育豚	肉豚経営安定交付金(豚マルキン)



注：米については、現在、交付金等の算定に利用されていないが、成長戦略における成果目標（KPI）の進捗の評価に利用されている。

(2) 調査事項の見直し等

(変更内容)

調査事項の一部について、別添 1 に掲げる変更を計画

(論点)

1. 今回削除する調査事項について、把握の必要がないとする理由は何か。

(回答)

今回削除する主な調査事項は、①自動車・農機具の保有状況、②農業生産関連事業、③法人経営体における臨時雇用者の年齢別従事者数・労働時間等となっている。

①については、保有台数とその購入金額や減価償却費の相関等を検証するために把握してきたものであるが、自動車・農機具の仕様や性能が多様化する中で、台数と金額の相関が弱まってきており、今回把握を取りやめることとしたものである。

②については、農業生産関連事業に取り組む農業経営体は非常に少なく、またそのほとんどが農産加工に集中しており、農産加工以外がほとんど出現しないことから、今回、農業生産関連事業の総額のみを把握することとし、内訳の把握は取りやめることとしたものである。

③については、農業経営の法人化による規模拡大が進展する中で、雇用労働の規模も拡大してきており、調査対象経営体からは「収穫作業等の農繁期に多数雇用する臨時雇用者についてまで詳細に把握するのは負担感がある」との意見が挙げられたことから、今回一括的な把握に改めることとしたものである。

(論点)

2. 調査事項の見直しに当たり、調査現場の意見は確認したのか。

(回答)

調査の見直しに当たっては、調査現場や報告者の意見を把握した上で、実現可能な改善意見については調査票に盛り込む等の見直しをしたところである。

なお、主な改善意見については、以下のとおりである。

調査票アンケート結果を反映した調査票の見直し事例

No.	調査票アンケートによる改善意見	対応状況																																																
1	金額入力欄における記入桁線が確認しづらく、記入ミスの要因となっている。	金額記入欄の記入桁線の明確化。 (R3年調査票より改善)	—																																															
2	調査経営体の現況が把握しやすいように「[1] 現況」の項目を拡充して欲しい。	【1】現況に、 ・世帯主の性別、年齢 ・直接販売の有無 ・農業生産関連事業の有無 を追加	<table border="1"> <tr><td>青色申告を行っている</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td>認定農業者がいる</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td>農業研修生の受け入れがある</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td>経営主</td><td>性別</td><td>男</td><td>女</td></tr> <tr><td></td><td>年齢</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>職業 (12月31日時点)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直接販売を行っている</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td>農業生産関連事業を行っている</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> </table>	青色申告を行っている	はい	いいえ	認定農業者がいる	はい	いいえ	農業研修生の受け入れがある	はい	いいえ	経営主	性別	男	女		年齢				職業 (12月31日時点)			直接販売を行っている	はい	いいえ	農業生産関連事業を行っている	はい	いいえ																				
青色申告を行っている	はい	いいえ																																																
認定農業者がいる	はい	いいえ																																																
農業研修生の受け入れがある	はい	いいえ																																																
経営主	性別	男	女																																															
	年齢																																																	
	職業 (12月31日時点)																																																	
直接販売を行っている	はい	いいえ																																																
農業生産関連事業を行っている	はい	いいえ																																																
3	「[2]損益計算書」の入力項目について、白色申告で使用する「収支内訳書」と整合性がとれていないので、入力に時間がかかる。	「[2]損益計算書」において、「青色申告決算書」及び「収支内訳書」の該当項目Noを追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>青色申告決算書 No</th> <th>収支内訳書 No</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経 作 業 用 衣 料 費</td> <td>⑮</td> <td>⑮</td> <td>農作業に必要な衣類・靴・帽子等の購入費</td> </tr> <tr> <td>農 業 共 済 掛 金</td> <td>⑰</td> <td>⑰</td> <td>共済掛金、農用車両の保険料・共済掛金</td> </tr> <tr> <td>減 価 償 却 費</td> <td>⑳</td> <td>⑩</td> <td>農用建物、構築物、農機具、生物等固定資産の減価償却費</td> </tr> <tr> <td>費 荷 造 運 賃 手 数 料</td> <td>㉑</td> <td>㉑</td> <td>販売に要したダンボール等の資材代金、運賃、検査料等</td> </tr> </tbody> </table>	科目	青色申告決算書 No	収支内訳書 No	説明	経 作 業 用 衣 料 費	⑮	⑮	農作業に必要な衣類・靴・帽子等の購入費	農 業 共 済 掛 金	⑰	⑰	共済掛金、農用車両の保険料・共済掛金	減 価 償 却 費	⑳	⑩	農用建物、構築物、農機具、生物等固定資産の減価償却費	費 荷 造 運 賃 手 数 料	㉑	㉑	販売に要したダンボール等の資材代金、運賃、検査料等																											
科目	青色申告決算書 No	収支内訳書 No	説明																																															
経 作 業 用 衣 料 費	⑮	⑮	農作業に必要な衣類・靴・帽子等の購入費																																															
農 業 共 済 掛 金	⑰	⑰	共済掛金、農用車両の保険料・共済掛金																																															
減 価 償 却 費	⑳	⑩	農用建物、構築物、農機具、生物等固定資産の減価償却費																																															
費 荷 造 運 賃 手 数 料	㉑	㉑	販売に要したダンボール等の資材代金、運賃、検査料等																																															
4	「[9]制度受取金・積立金等」の積立金の発生の有無が分かるようにして欲しい。	「[9]制度受取金・積立金等」において、積立金が該当しない記入欄に斜線を追加 (R3年調査票より改善)	—																																															
5	「[10]労働の概要」の臨時雇用者の把握について、臨時雇用は、家族や常用雇用と違い、短期間で複数人雇用するため、男女別・年齢別の把握は大変労力がかかる。	利活用上に問題がないことを確認し「[10]労働の概要」において、これまで、家族及び常用雇用と同じ調査票で把握していた臨時雇用者の労働時間について、男女別のみの把握とし、個人毎、年齢毎の把握を廃止	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">性別</th> <th rowspan="2">年齢</th> <th colspan="4">家族・雇用の別</th> <th rowspan="2">農業労働時間 (時間)</th> <th rowspan="2">うち、農作業受託 (時間)</th> <th rowspan="2">農業生産関連労働時間 (時間)</th> </tr> <tr> <th>家族</th> <th>7ヶ月未満の常用雇用者</th> <th>7ヶ月以上の常用雇用者</th> <th>臨時雇用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営主</td> <td>男</td> <td>60</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事者①</td> <td>男</td> <td>40</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 臨時雇用者労働時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数 (人)</th> <th>農業労働時間 (時間)</th> <th>農作業受託労働時間 (時間)</th> <th>農業生産関連労働時間 (時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>女</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	性別	年齢	家族・雇用の別				農業労働時間 (時間)	うち、農作業受託 (時間)	農業生産関連労働時間 (時間)	家族	7ヶ月未満の常用雇用者	7ヶ月以上の常用雇用者	臨時雇用者	経営主	男	60	○	○	○	○			従事者①	男	40	○	○	○	○			区分	人数 (人)	農業労働時間 (時間)	農作業受託労働時間 (時間)	農業生産関連労働時間 (時間)	男					女				
区分	性別	年齢	家族・雇用の別				農業労働時間 (時間)	うち、農作業受託 (時間)	農業生産関連労働時間 (時間)																																									
			家族	7ヶ月未満の常用雇用者	7ヶ月以上の常用雇用者	臨時雇用者																																												
経営主	男	60	○	○	○	○																																												
従事者①	男	40	○	○	○	○																																												
区分	人数 (人)	農業労働時間 (時間)	農作業受託労働時間 (時間)	農業生産関連労働時間 (時間)																																														
男																																																		
女																																																		

調査票の記入状況等に関するアンケートの概要

【経営統計調査(個人経営体)の例】

農業経営統計調査の調査票の記入状況等に関するアンケート
【営農類型別経営統計：個人経営体】

- 実施規模、回収状況
全ての令和元年調査経営体 (8,325) に依頼
8,250経営体から回収
うち、約8割の経営体が回答
- 時期
令和元年調査の調査票の回収又は補足等のための訪問時
- 方法
職員・調査員による面接・聞き取り
- 調査事項
調査票の各設問への記入等に当たって、調査票の留意事項や記入の仕方(記入例)を読むことで正しく理解して記入できたか否かを照会
記入できなかった事項に対しては、その理由や改善意見等を聞き取り

センサス番号	
営農類型区分	

調査項目等	記入の状況	分りにくかった理由			具体的理由・改善意見等
		調査票の説明	記入の仕方の説明	その他	
[1] 現況 (共通項目)					
[2] 損益計算書					
[3] 貸借対照表					
[4] 事業収支の概要					
[5] 投資と資金調達状況					
[6] 主要農業固定資産の状況					
[7] 土地面積					
[8] 生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入					
[9] 制度受取金・積立金等					
[10] 労働の概要					
[11] 指定品目に係る労働の概要					
[12] 農業生産関連事業収支					
労働時間等整理補助表					
その他経営体からの意見等					

(論点)

3. 現状の利活用実態を踏まえると、報告者負担を軽減し、調査を円滑に実施するためにも、継続的把握が必要な調査事項を精査し、それ以外の調査事項を削減する余地があるのではないか。

(回答)

経営統計調査は、調査対象経営体の負担が大きい調査であると認識しており、今回の見直しにおいても、副業的経営体に対する報告者の負担軽減を図ったところである。

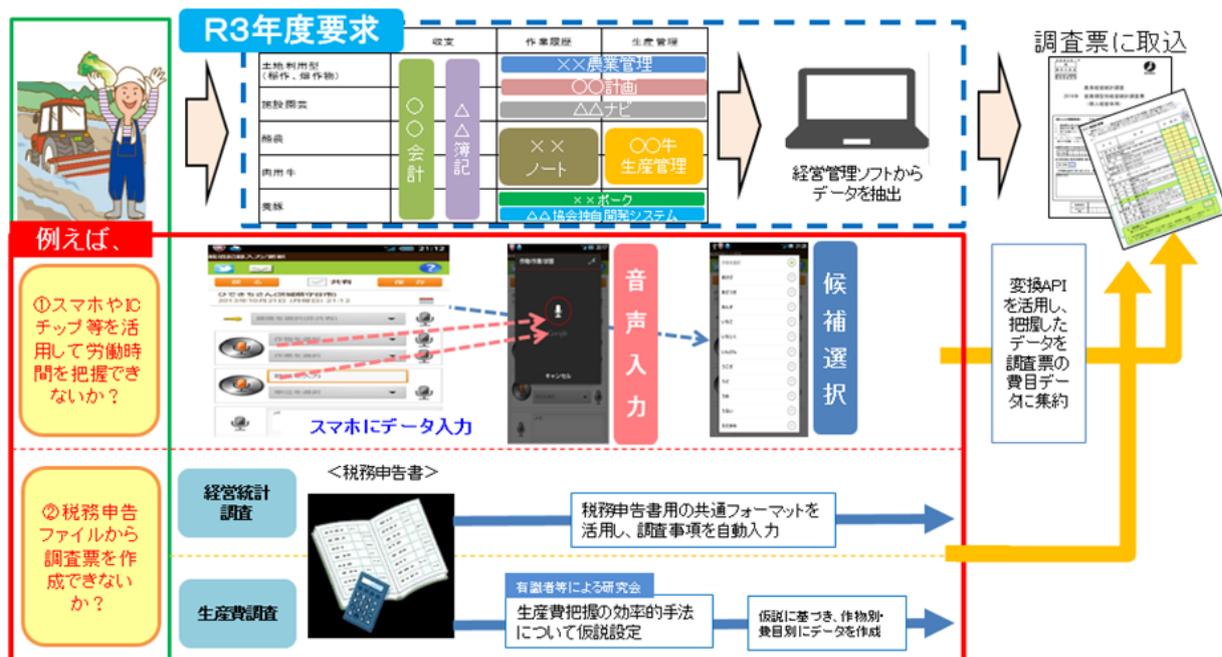
報告者の負担軽減に関しては、不断の見直しが必要であると認識しているが、他方、農業経営体全体で把握することとしている経営収支項目については、EBPMに資するデータとして、食料・農業・農村基本計画において地域別・営農類型別に詳細な農業経営モデル分析を行っており、今後も継続的に把握する必要がある。

現状の利活用状況を踏まえると、更なる調査事項の削減が容易ではない中ではあるが、農林水産省では、農業経営管理ソフト等に記録されたデジタルデータから調査事項を抽出し、調査項目に変換するシステムを開発する等、項目削減によらない報告者の負担軽減を検討しており、令和3年度予算においてプロトタイプシステムの作成に向けた調達手続きを進めているところである。

スマート農業など農業DXが促進されている社会背景もあり、これら技術進展も見据えつつ、それらを活用し、報告者の負担軽減や効率的な調査の実施に努めてまいりたい。

スマート農業技術(DX)の活用による調査票情報取得に向けた検討(案)

- 調査経営体の日常行動をそのまま調査項目把握につなげるDXの活用ができれば、調査対象経営体及び地方組織双方にとって負担軽減。
- 可能なものから、DX導入できるような検討を進めているところ。



(変更内容)

調査事項の一部について、前年度の回答をあらかじめ調査票に印字し（プレプリント）、その確認・修正により回答を求める方式を実施

(論点)

1. プレプリントは、どのような範囲、調査事項について行うか。
2. プレプリントする事項としない事項は、どのような考え方で分けているか。

(回答)

1 プレプリントは、本調査の調査事項が多い中、報告者の負担軽減を図るため、継続して調査を行う調査対象経営体については経営の概況、固定資産、土地の面積など通常前年からの変動が少ないと見込まれる事項をプレプリントする一方、各支出項目など毎年必ず変わるような事項についてはプレプリントしないこととしている。

なお、畜産物の生産費調査については、例えば、牛乳生産費において生産費の中でも大きなウェイトを占めている牛の減価償却費を1頭ごとに厳密に算出を行っており、この費用を正確に把握するため1頭ごとの飼養状況を把握する必要があるが、飼養頭数が多い中で1頭ごとに履歴情報を調査対象経営体から聞き取ることは多大な労力を強いることになる。このため、報告者の負担軽減を図る観点から、調査対象経営体が登録している農家団体コードにより(独)家畜改良センターが所管する「牛個体識別台帳データ」から牛の出生・死亡、異動等の情報を取得し、調査期間内の牛の取引状況をプレプリントした調査票を用いて、購入・売却の取引金額等を調査対象経営体により記入してもらうこととしている。

2 プレプリントは全ての調査票について実施することとしており、調査事項については以下のとおり。

ア 経営統計調査

調査票種類	調査事項
経営統計調査共通	【1】現況 【5】投資と資金調達の状況 【6】主要農業固定資産の状況 【7】土地面積 【8】生産概況 【10】労働の概要 【12】農業生産関連事業収支

(注) 調査事項の【】は個人経営体用（詳細調査）の事項番号である。

イ 生産費調査（農産物生産費）

調査票種類	調査事項
農産物生産費共通	【1】経営の概況 【6】借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子 【7】建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況 【8】自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況 【9】農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況 【11】土地の面積及び地代（所有地及び借入地）
米	【13】飼料用米の作付状況、費用及び労働時間（個別経営）

ウ 生産費調査（畜産物生産費）

調査票種類	調査事項
畜産物生産費共通	【1】経営の概況 【7】建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況 【8】自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況 【9】農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況 【13】地代（所有地及び借入地）
牛乳	【11】搾乳牛の所有状況
子牛、育成牛・肥育牛	【2】調査対象畜の取引状況

（注）畜産物生産費共通の調査事項の【】は牛乳生産費の事項番号である。

(3) 標本設計の変更

(変更内容)

農林業センサスの母集団情報が更新されること、前回の變更において新たに設定していた目標精度の達成状況等を踏まえ、報告者数を変更

(論点)

1. 今回の目標精度及び報告者数の見直しは、どのような考え方により行われたか。

(回答)

前回申請時において、調査の一部（経営統計調査の法人経営体については、ほとんどの区分）で新たに目標精度を設定したところであるが、実績精度は目標精度に近傍した結果が得られたことや、利活用上大きな支障は見られなかったことから、大きな見直しは必要ないと判断したところ。

一方で、農業経営統計調査（経営統計調査及び生産費調査）の結果は、食料・農業・農村基本計画をはじめとした各種政策立案のための基礎資料として、また、各種交付金等の算定に利用されている。加えて、公表した結果だけでなく、二次利用（行政における経営統計調査を活用した経営モデルの作成や、交付金等算定のための多種・多様なシミュレーション、学術利用によるコスト負荷の要因解析など）にも重要である。

こうしたことから、これら利活用ニーズに対応するため、サンプルサイズの維持を念頭に、一部の区分について目標精度を改め、必要最小限のサンプルサイズの変更を行った。

1 経営統計調査

ア 個人経営体

- ① 水田作経営及び酪農経営は、北海道へのサンプルサイズの集中を避ける観点から、北海道と都府県とに区別していた設計を、全国一つの設計とした。
- ② 耕種経営は、母集団サイズの小さい花き作経営を除き、目標精度を 3.0 で設定した。
- ③ 畜産経営は、母集団サイズの小さい採卵養鶏経営及びブロイラー経営を除き、目標精度を 4.0 で設定した。
- ④ その他経営（注）は、1)当該営農単独での公表は行わないこと、2)全体の推計にのみ用いられること（経営形態別経営統計の集計）から、各階層（5階層）に 10 標本ずつの計 50 標本とした。

（注）その他経営には、芝、花木、軽種馬、養蜂などが含まれる。

イ 法人経営体

- ① 法人経営体は引き続き増加傾向を示しているものの、依然として母集団サイズとしては小さいという状況に鑑み、その他経営を除き、目標精度を据え置いた。

② その他経営は、1)当該営農単独での公表は行わないこと、2)全体の推計にのみ用いられること（経営形態別経営統計の集計）から、各階層（5階層）に5標本ずつの計25標本とした。

2 生産費調査

目標精度については、以下の生産費調査について変更し、これら以外の生産費調査については据え置いた。

品目名	変更前	変更後
1. 目標精度を上げた		
① 米（都府県）	2.0	1.5
② 二条大麦	5.0	4.0
③ はだか麦	5.0	4.0
④ 去勢若齢肥育牛	2.0	1.0
2. 目標精度を下げた		
① そば	5.0	5.5
② 大豆（都府県）	3.0	3.5
③ 原料用かんしょ	3.0	3.5
④ てんさい	2.0	2.5

農業経営統計調査の目標精度

経 営 統 計 調 査

生 産 費 調 査

個人経営体

区 分		現 行	見 直 し 後	
水 田 作	全 国		2.0	(1)①
	北 海 道	3.0		
	都 府 県	2.0		
畑 作	北 海 道	2.5	3.0	(1)②
	都 府 県	3.5	3.0	
露 地 野 菜 作		2.5	3.0	(1)③
施 設 野 菜 作		3.0	3.0	
果 樹 作		3.5	3.0	(1)④
露 地 花 き 作		8.0	8.0	
施 設 花 き 作		8.0	8.0	
酪 農	全 国		3.0	(1)①
	北 海 道	3.0		
	都 府 県	2.0		
繁 殖 牛		4.0	4.0	(1)③
肥 育 牛		4.0	4.0	
養 豚		3.5	4.0	(1)④
採 卵 養 鶏		8.0	8.0	
プ ロ イ ラ ー 養 鶏		8.0	8.0	
そ の 他		8.0	50	

※その他は、サンプルサイズを設定（各階層10標本）

法人経営体

区 分		現 行	見 直 し 後	
水 田 作	集 落 営 農	4.0	4.0	(2)②
	集 落 営 農 以 外	4.0	4.0	
畑 作	北 海 道	10.0	10.0	(2)②
	都 府 県	10.0	10.0	
露 地 野 菜 作		10.0	10.0	(2)②
施 設 野 菜 作		10.0	10.0	
果 樹 作		10.0	10.0	(2)②
露 地 花 き 作		10.0	10.0	
施 設 花 き 作		10.0	10.0	(2)②
酪 農		10.0	10.0	
繁 殖 牛		10.0	10.0	(2)②
肥 育 牛		10.0	10.0	
養 豚		10.0	10.0	(2)②
採 卵 養 鶏		10.0	10.0	
プ ロ イ ラ ー 養 鶏		10.0	10.0	(2)②
そ の 他		10.0	25	

※その他は、サンプルサイズを設定（各階層5標本）

個別経営体

区 分		現 行	見 直 し 後
米	北 海 道	2.0	2.0
	都 府 県	2.0	1.5
小 麦	北 海 道	3.0	3.0
	都 府 県	2.5	2.5
二 条 大 麦		5.0	4.0
六 条 大 麦		5.0	5.0
は だ か 麦		5.0	4.0
そ ば		5.0	5.5
大 豆	北 海 道	4.0	4.0
	都 府 県	3.0	3.5
原 料 用 かんしょ		3.0	3.5
原 料 用 ばれいしょ		2.0	2.0
な た ね		7.0	7.0
て ん さ い		2.0	2.5
さ と う き び		3.0	3.0
牛 乳	北 海 道	1.0	1.0
	都 府 県	2.0	2.0
子 牛		2.0	2.0
乳 用 雄 育 成 牛		3.0	3.0
交 雑 種 育 成 牛		3.0	3.0
去 勢 若 齢 肥 育 牛		2.0	1.0
乳 用 雄 肥 育 牛		2.0	2.0
交 雑 種 肥 育 牛		2.0	2.0
肥 育 豚		2.0	2.0

組織法人経営体

区 分		現 行	見 直 し 後
米		3.0	3.0
小 麦		3.0	3.0
大 豆		3.0	3.0

は、目標精度を見直した箇所

(論点)

2. 本調査は「関東」など地域ごとにも公表されているが、目標精度の設定については「北海道」と「都府県」のみの設定となっており、地域ごとに設定する必要はないか。

(回答)

- 1 ご指摘のとおり、地域ごとに目標精度を設けることで、より精度の高い結果を得られるものと考える一方で、地域区分を増やし、それぞれの地域に目標精度を設けることは、調査対象経営体数の増加につながるものと考える。
- 2 また、経営統計調査においては、農業経営動向統計調査として平成7年に実施して以来、地域に対する目標精度設定は行ってはいないが、これまでも利活用などに支障を来したことはない。
- 3 このため、地域ごとに設定する必要はないと考える。

(論点)

3. 前回の答申において、経営統計調査の法人経営体及び生産費調査の組織法人経営体の報告者数を拡充する計画に対して、「農業経営体の構造変化や調査結果の利活用目的を踏まえたものであることから、適当である」とされているが、今回の変更において、経営統計調査の法人経営体の報告者数が削減されている。
これはどのような理由によるものか、前回の答申で示された趣旨に反しないか。

(回答)

- 1 経営統計調査の法人経営体については、水田作経営を除き、それ以外の経営の全てにおいて、令和元年調査から初めて目標精度を設定し、サンプルサイズを算出したところである。
- 2 当調査のサンプルサイズ算出のため、過去3年分の実績精度(変動係数)を基に、目標精度に応じたサンプルサイズを算出しているが、令和元年調査から初めて目標精度を設定したサンプルサイズを算出するに当たって、過去の精度の低い結果(これまでは目標戸数として、5~10程度のサンプルサイズを設定していた)や、調査結果で不明な階層は農業センサスの母分散(金額について、グレードで把握されており、振れ幅等大きい)を活用したことから、変動係数の振れ幅が大きくなり、サンプルサイズが過大になっていたものと考える。
- 3 また、今回2020年農林業センサスを母集団情報としたことで、直近の農業構造が反映されたことに伴い、ご指摘のとおり営農類型別にはサンプルサイズが減少したところもあるものの、サンプルサイズそのものは増加した営農類型もあり、構造変化を踏まえたものである。

4 なお、法人経営体のサンプルサイズの総数では、若干減少しているが、前回と今回とで大きな差異が見られなかったことから、その他経営を除き、目標精度を据え置いて設計した。

5 以上の観点から、前回の趣旨には反していないものと思料する。

令和4年体系_法人経営体の年次別実績精度の比較

区分	目標精度(%)		実績精度(%)						前回と今回 実績精度 直近3か年 平均差	
	令和元年	平成30年 以前	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	3か年平均			
							今回 R元~H29	前回 H30~H28		
水田作	集落営農	4.0	4.0	3.0	5.0	5.1	4.1	4.4	4.7	▲ 0.4
	集落営農以外	4.0	7.0	5.6	6.4	5.8	6.7	5.9	6.3	▲ 0.4
畑作	北海道	10.0	-	4.6	10.5	13.6	8.0	9.6	10.7	▲ 1.1
	都府県	10.0	-	9.8	19.1	21.4	33.3	16.8	24.6	▲ 7.8
露地野菜作	10.0	-	6.8	17.1	12.7	16.7	12.2	15.5	▲ 3.3	
施設野菜作	10.0	-	7.9	10.6	10.9	11.5	9.8	11.0	▲ 1.2	
果樹作	10.0	-	12.3	15.4	26.2	28.2	18.0	23.3	▲ 5.3	
露地花き作	10.0	-	25.3	14.0	17.9	14.3	19.1	15.4	3.7	
施設花き作	10.0	-	7.8	16.6	14.7	18.5	13.0	16.6	▲ 3.6	
酪農	10.0	-	14.8	12.9	17.6	5.8	15.1	12.1	3.0	
繁殖牛	10.0	-	14.6	24.9	24.4	49.1	21.3	32.8	▲ 11.5	
肥育牛	10.0	-	7.4	11.8	16.7	11.0	12.0	13.2	▲ 1.2	
養豚	10.0	-	12.7	35.8	44.1	18.8	30.9	32.9	▲ 2.0	
採卵養鶏	10.0	-	15.3	27.4	27.3	37.1	23.3	30.6	▲ 7.3	
ブロイラー	10.0	-	19.8	18.4	17.3	58.5	18.5	31.4	▲ 12.9	
その他	10.0	-	23.4	-	-	-	-	-	-	-

注:平成28年の露地花き作の実績精度は、法人経営体の集計経営体が1経営体のみであるため、個別経営体の精度を利用。

<参考>

【標本の大きさの算出式】

n_i = i番目階層の標本の大きさ
 N = 母集団の大きさ
 N_i = i番目の階層の経営体数
 L = 階層数
 C = 目標精度
 S_i = i番目階層のxの標準偏差の推定値
 n = 標本の大きさ
 \bar{X} = xの経営体平均の推定値
 (xは、目標精度を設けた指標)

$$n = \frac{\sum_{k=1}^L \frac{N_k}{N} S_k^2}{\left(\frac{C}{\bar{X}}\right)^2 + \sum_{k=1}^L \frac{N_k}{N^2} S_k^2} \quad \doteq \quad \left[\frac{\sum_{k=1}^L \frac{N_k}{N} S_k^2}{\frac{C}{\bar{X}}} \right]^2$$

(論点)

4. 今回から個人経営体については、主業・準主業、副業別に調査事項の範囲を変えることとされているが、標本設計の考え方や、報告者の選定手順において、主業、準主業及び副業の区分を考慮しない理由は何か。

《質問の趣旨》

経営統計調査の個人経営体については、経営規模別に階層を設けて無作為抽出することとされているが、主業・準主業・副業の区分（調査票の配り分けが行われる）を考慮した選定とはなっていない。

そのため、面積規模が小さい経営体について報告者を選定した結果、調査事項が少ない副業的経営体が多く選定されてしまうことも考えられる。

今回から個人経営体については、主業・準主業、副業の区分で調査事項の範囲を変更することとされているが、報告者を選定した結果として、主業経営体及び準主業経営体について、必要なサンプルサイズが確保できなかったということになるおそれがあるのではないか。

(回答)

1 経営統計調査の調査結果では、従来から主副業別のそれぞれについて、加えて、全国農業地域別や農業地域類型別（中山間地域の結果）といった調査結果についても提供してきたところである。これらの調査結果のために、特別な設計は行っておらず、また復元推計においても、推計に用いる拡大乗率を標本に乗じた比率（万分比）で主副業別の構造を比較しても、農業センサスと概ね一致しており、結果として主副業別の構造を捉えた設計となっているものと思料する。

主副業経営体数の経営分布の比較(万分比ベース)

	全農業 経営体				(参 考)	
		主業	準主業	副業的	主業・ 準主業	副業的
経営統計 R 元 (2019)	10,000	2,481	751	6,768	3,232	6,768
H30 (2018)	10,000	1,982	899	7,118	2,881	7,118
H29 (2017)	10,000	2,139	802	7,059	2,941	7,059
2020農業センサス (個人経営体)	10,000	2,226	1,374	6,400	3,600	6,400

2 一方で、今回の見直しでは、主業・準主業と副業的経営体とで調査事項に濃淡をつけた調査へと変更することを計画しているが、調査結果の復元は主副業に区分することが主目的ではなく、調査事項についても、経営収支に係る項目の削減を行っていないことから、設計を大きく変える必要はないものと考えたところ。

3 加えて、仮に主業・準主業経営体と副業的経営体とに区分して標本設計を行うと、現在の倍の区分が設けられることになるため、膨大なサンプルサイズ（少なくとも、現在の倍以上）になるものと見込まれることから、調査対象経営体への負担増や調査

実施の立場においても、大きな負担増につながるものとする。

4 なお、標本設計は変えないが、主業・準主業と副業とのサンプルサイズの構成を維持するとの観点から、2020年農林業センサスの結果を踏まえた主業・準主業と副業との比率を選定段階で配慮し、主業・準主業と副業の構成を現在以上に精緻に行うよう工夫してまいりたい。具体的には、例えば水田作経営の0.5ha未満の階層の母集団構成（主副業別）が主業・準主業と副業とで6割と4割になっている場合には、選定段階で配慮して主業・準主業を6割選定、副業を4割選定するという方法で標本選定を行うこととしたい。

5 また、集計値の公表に当たっては、主副業別の拡大乗率に用いた分布の状況を提供し、復元推計について検証可能となる情報を提供（注）するとともに、主副業別の実績精度についても示すことで、利用者の利便性に配慮してまいりたい。

（注）利用者の利便性のため、これまでも復元する結果の規模や地域別と所得等の分布構造の状況を公表してきた。

(4) 公表時期の繰下げ

(変更内容)

概要の公表時期について、次のとおり変更			
区 分		現行計画	変更後
経営統計調査		調査実施翌年十月	調査実施翌年十二月
生産費調査	てんさい	調査実施翌年七月	調査実施翌年八月
	畜産物（牛乳等）	調査実施翌年十月	調査実施翌年十二月

(論点)

1. 経営統計調査の結果について、一般ユーザーへの情報提供に支障は生じないか。

(回答)

経営統計調査については、これまでも恒常的に公表時期が2か月の遅延となっているが、遅延している要因としては、経営統計調査は、農業全体を網羅したものであることから、これらの項目についての増減要因や関連項目との整合性等を審査（4,500経営体）するとともに、調査結果の営農類型間、個人・法人などの関係性を審査・分析していることによる。

今のところ利活用上の支障があるという声は把握していないものの、当方としても速やかに公表すべきと考えている。

(論点)

2. 生産費調査について、てんさいと畜産物だけに公表の繰下げが必要となるのは、特別の事情によるのか。

(回答)

- 1 畜産物の生産費調査は、畜産・酪農経営安定対策における交付金単価の算定に直接的に用いられるなど、国の財政支出に直結する重要な統計であり、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の検討にも用いられるなど幅広く利用されている。牛乳生産費や育成牛・肥育牛生産費を例にすれば、牛を1頭ごとに飼養状況を把握するとともに、牛に給与した飼料等を詳細に把握しており、審査に当たっては、数値の正確性や変動要因、調査項目の分類の妥当性等を審査し、特に、牛の個体差や飼養形態の違いなどにより飼料給与量や労働時間が過小・過多になっていないかなどの審査が必要であるといった事情がある。

公表までに要する時間(試算)

個別結果表審査		経営統計調査	畜産物生産費調査
確認(単価、エラーチェック)	①	1.0時間	1.5時間
地方照会、修正反映	②	0.5時間	0.5時間
1経営体当たり時間	①+②	1.5時間	2.0時間
集計対象経営体分	③	6,750時間 (1.5×4,500経営体)	2,604時間 (2.0×1,302経営体)
統計表作成			
集計	④	1.0時間	0.5時間
審査	⑤	10.0時間	20.0時間
地方照会、修正反映	⑥	2.0時間	8.0時間
1集計統計表当たり時間	Σ④~⑥	13.0時間	28.5時間
全集計統計表分	⑦	585.0時間 (13.0×45集計区分)	228.0時間 (28.5時間×8畜種)

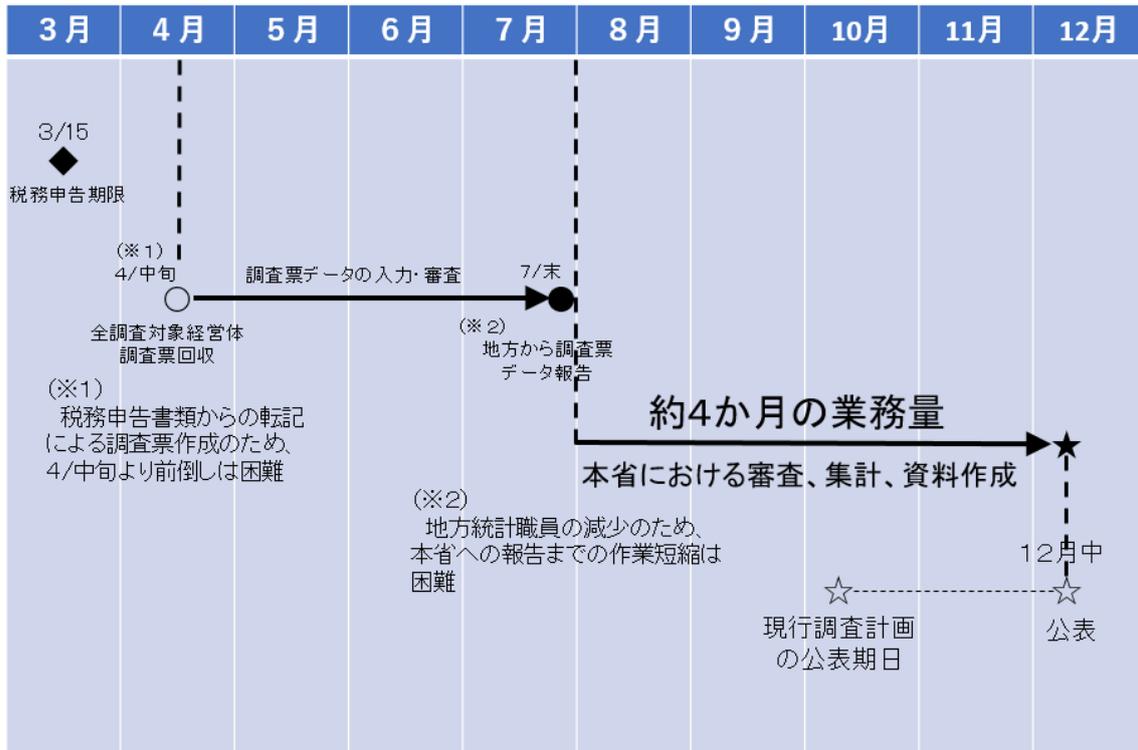
注: 経営統計調査の集計区分: (14営農類型及び経営形態)×3区分(農業経営体、個人、法人)

報告から公表までの必要日数

個別結果表審査+統計表作成	③+⑦	7,335時間	2,832時間
必要日数換算 (月換算:22日/月)	⑧	95日(4.3か月) (7,335時間÷10人÷7.75時間/日)	73日(3.3か月) (2,832時間÷5人÷7.75時間/日)
(参考)公表準備(作業は統計表作成と同時並行で行う。)			
公表資料作成	—	10日	10日
省内説明・事務手続	—	10日	10日



経営統計調査の公表までの流れ



- 2 てんさいは北海道の輪作体系において重要な作物であり、てんさいの生産費調査の審査・分析に当たっては、他の輪作物である原料用ばれいしょ及び大豆の生産費調査と一体的に行う必要がある。加えて、てんさいの生産費調査の調査対象経営体の約4割は原料用ばれいしょや大豆の生産費調査も調査しており、輪作体系の中で同一農機具を使用した場合の各作物の負担割合など、他の輪作物の生産費調査の動向やその要因を一体的に審査する必要があるといった事情がある。

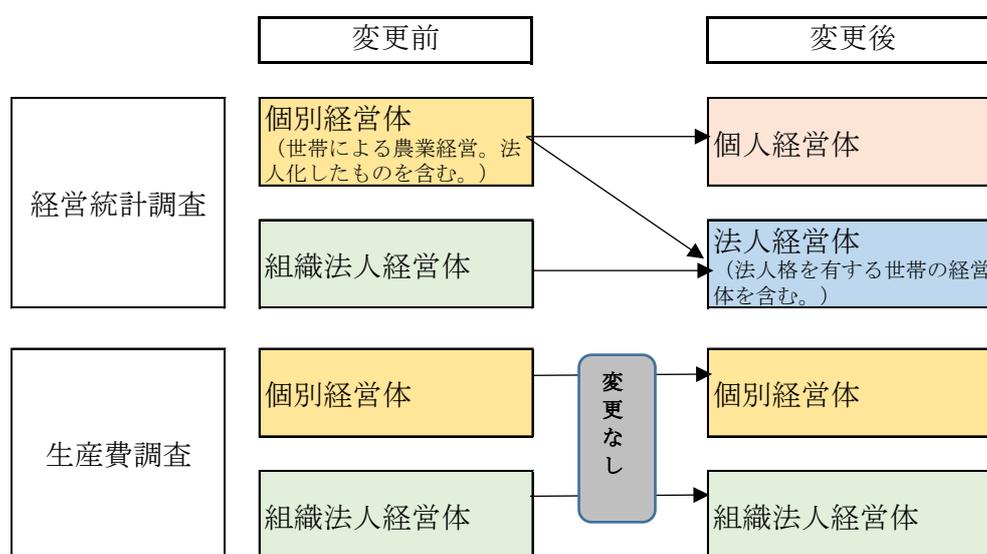
2 統計委員会諮問第 116 号の答申（平成 30 年 11 月 22 日付け統計委第 13 号）における「今後の課題」への対応状況等について

本調査については、統計委員会の諮問第 116 号の答申において、前回の変更を踏まえて、(1)～(5)の検討課題が指摘されている。

(1) 生産費調査の調査対象区分の検討

【前回の変更（令和元年調査からの変更）】

- ・経営統計調査については、調査対象区分を「個人経営体」と「法人経営体」に変更。
- ・しかし、生産費調査については見直しを行わず、引き続き「個別経営体」と「組織法人経営体」のまま。



【課題の要旨】

- ・生産費調査の調査対象区分を経営統計調査に合わせる必要はないか検討する。

(注) 公的統計基本計画に計画事項としても記載

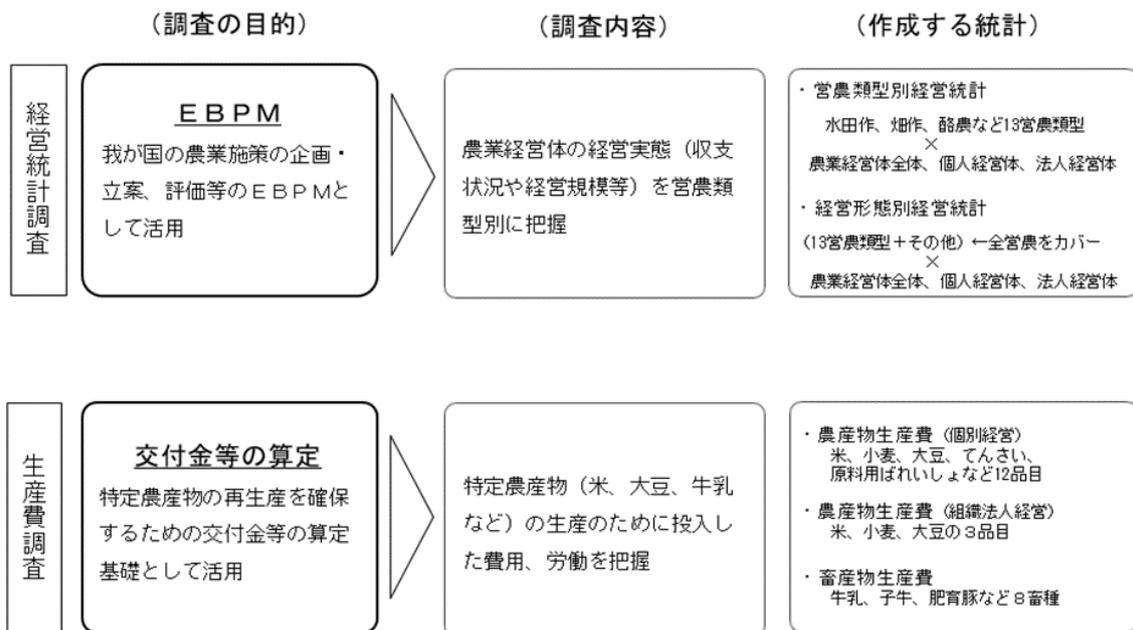
(論点)

1. 生産費調査の区分を経営体調査と同様、「個人経営体」、「法人経営体」に変更した場合、利活用上著しい支障はあるのか。あるとしたら、具体的にどのようなことか。

(回答)

生産費調査と経営統計調査では、下図のとおりそれぞれの調査の目的、利活用等が異なる調査となっている。

経営統計調査と生産費調査の目的



- 1 経営統計調査は、我が国の農業経営体の経営収支の動向を把握しているが、これは法人格の有無による税制上の措置や交付される補助金（農業経営法人化支援事業）に違いがあり、これに伴う費用構造が変化することから、非法人である「個人経営体」と法人格を有する「法人経営体」に区分して把握する必要がある。

なお、経営統計調査の調査対象区分については、前回の申請において「個人経営体」と「法人経営体」へ見直したが、これは、前々回の答申における課題への対応も踏まえつつ、①報告者の負担軽減のため、日々の取引の記帳から税務申告に用いる決算資料からの転記とする方式に見直し、②これに伴い、税務申告に用いる決算資料の様式が個人経営体と法人経営体で異なる（個人は定型の様式、法人は不定型の様式）ことから、それぞれの様式に応じた調査項目（調査票）に見直すといった変更を行ったところである。

- 2 一方、生産費調査は、当該農畜産物の生産を維持・継続するため、販売価格と生産費との差額を補てんすることなどにより経営の安定を図るための交付金の算定等に利用されている。このため、生産活動に焦点をあて、当該農畜産物の生産を維持・継続するために消費された費用と労働力を把握してきたところであり、経営統計調査と同様の「個人経営体」「法人経営体」に区分して把握する必然性がない。

生産費調査は交付金等の算定に直接利用されており、仮に、生産費調査の調査対象区分の変更により生産費結果に差異が生じれば、数億円規模で財政支出に影響する可能性があり、利活用上の混乱・支障が生じることとなるため、継続的な生産費結果が必要とされているところである。

(参考) 加工原料乳生産者補給金の場合
仮に、調査対象区分の変更により生産費結果に差異が生じ、交付金単価が 0.03 円/kg変動すると、交付対象数量 (345 万 t) を乗じた交付金総額の差異は約 1 億円
○加工原料乳生産者補給金は、前年度の補給金単価×生産コスト等変動率により算出

こうしたことから、生産費調査については、これまでと同様「個別経営」の区分を基本として調査を継続する。

なお、米、小麦及び大豆については、主に中山間地域における生産構造の変化の実態として個別経営 (所謂、家族経営) が集まり集落営農化してきた背景があり、労働力も「個別経営」と「組織法人経営」とで大きく異なる (注) ことから、「個別経営」と「組織法人経営」を区分して把握しているところ。

また、農林水産省としては法人化を推進しているところであるが、現時点、法人化はまだ途上であり、母集団サイズから調査設計できる品目とできない品目がある状況となっている。米、麦類、大豆以外については母集団サイズも小さく調査設計が難しいことから、今後の法人化の進展を踏まえて検討してまいりたい。

(注) 令和元年米生産費の結果を見ると、1 経営体当たりの家族員数 (構成員数) は個別経営で 3.2 人、組織法人経営体で 19.8 人。

(論点)

2. 統計利活用者からすると、経営統計調査と生産費調査の対応関係が分かりやすいことが望まれるところ、公表形態等で工夫する余地はないか。

(回答)

経営統計調査と生産費調査の対応関係については、前頁の図を踏まえ、利用者に混乱を生じさせることがないように、公表時の「利用者のために」の項目に付けている体系図において関係が分かるよう工夫してまいりたい。

(この課題に関連する今回の変更内容)

経営統計調査について、前回設けられた「法人経営体のうち組織法人経営体」の集計を削除

(論点)

○ 「法人経営体のうち組織法人経営体」を削除する理由は何か。
生産費調査において、引き続き「個別経営体」「組織法人経営体」の区分で調査を継続することが計画されている中であって、経営統計調査と生産費調査相互の利活用に係る利便性の観点から、引き続き、集計すべきではないのか。

(回答)

農林水産省では、2020年農林業センサスの結果を踏まえて令和4年(2022)から新たな母集団情報に基づく調査体系を構築することとし、令和元年から令和3年までの3年間は接続期間として個別法人経営体及び組織法人経営体の結果表章も行うこととしている

が、令和4年以降については、これらの表章を取りやめることとしている。

ただし、令和4年以降においても省内政策担当部局や一般ユーザーから個別法人経営体や組織法人経営体の結果提供が依頼された場合には、統計法第32条・同法第33条の規定によりデータ提供することとしており、利活用上の支障は生じないと考えている。

なお、経営統計調査では、毎年数千ページにも及ぶ報告書を作成しているが、集計区分が多すぎて検索できないとのユーザーの声があることから、調査結果として結果表章（e-Stat掲載）すべきものと二次利用としての特別集計で対応すべきものを峻別することとしており、これにより統計の一覧性の向上と業務の効率化の両立を図っているところである。

(2)～(4)については省略。

(5) オンライン回答の推進の検討

【課題の要旨】

本調査における現行のオンライン回答率は1%にも満たない状況で推移していることから、報告者が回答しやすく、分かりやすい電子調査票への見直しやオンライン回答によるインセンティブが働くような情報提供等、オンライン回答率向上方策について検討する。

(論点)

1. 過去5年間のオンライン回答の推移はどのようにになっているか。

(回答)

農業経営統計調査におけるオンライン回収率（過去5年間）は、以下のとおり。

農業経営統計調査における回収率等の推移

区 分	旧体系				新体系 令和元年
	27年	28年	29年	30年	
期待するサンプルサイズ	9,447	9,447	8,640	8,640	8,500
調査対象経営体数 ①	7,104	6,936	6,541	6,463	8,325
※ 内訳まで把握していないため、分類不可					
調査票を回収した経営体数（実経営体数） ②	6,951	6,852	6,447	6,360	8,131
個別経営	経営統計のみ	2,579	2,531	2,573	2,530
	経営統計＋生産費	1,950	1,948	1,645	1,620
	生産費のみ	1,856	1,828	1,742	1,733
組織法人	経営統計のみ、 経営統計＋生産費	371	366	457	446
	生産費のみ	195	179	30	31
オンライン回収した経営体数 ③	26	25	20	20	107
※ 内訳まで把握していないため、分類不可					
回収率 ②/①	97.8	98.8	98.6	98.4	97.7
うち、オンライン回収 ③/②	0.4	0.4	0.3	0.3	1.3
有効回答率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 標本設計の母集団情報	2010年農林業センサス		2015年農業センサス		2015年 農業センサス

注：平成30年までの結果は、現金出納帳、作業日誌、経営台帳といったデータ共用を前提とした調査票であり、令和元年以降は調査毎に調査票を作成する方法となった。このため、把握できる範囲が異なり、令和元年とそれ以前とは、直接比較する結果がない。

(論点)

2. そもそも1%にも満たない状況が続いていることについて、その理由と今後の見通しについて、どのように考えているか。

(回答)

- オンライン回収率が向上しない要因としては、農業経営体側の事情として、
 - 2020年農林業センサス結果（概要）から明らかになったようにデータを活用した

農業を行っていない経営体が8割を超えている中で、税務申告等の作業は会計事務所任せとしている経営主が多いこと、経営内でパソコンを使用していないこと、高齢の方が多く中でパソコンの操作に不慣れな方や、そもそもパソコンを所有していない経営主が多いこと、

- ② 5年間継続して調査をお願いする中で、継続した年にはこれまでどおりの調査協力しか依頼できず、無理にオンラインでの協力を依頼すると調査拒否に繋がるおそれがあること
などがあげられる。

- 2 一方、現状を変えていく努力は必要との認識に立ち、令和元年では全ての調査対象経営体にパンフレット、ユーザーID、初期パスワードを配布し、オンライン報告を依頼する取り組みを行ったところであるが、更なるオンライン報告の推進を図るため、継続して取り組んでいるところである。

上記取り組みの成果(0.3%→1.3%)はあったものの、地道な依頼取り組みではオンライン回答向上に限界があると考えている。

(論点)

3. 結局のところ、調査事項が多すぎ、オンライン回答になじまない事情が大きいのではないか。

いわゆる「入口」である調査事項の大幅な取捨選択を図らずに、「出口」であるオンライン回答について検討を重ねても、実効性が上がらないのではないか。

(回答)

- 1 農業経営統計調査は調査事項が多くオンライン報告になじまないといった面はあるものの、これまでも調査項目の簡素化のため行政利活用上必要な項目に絞ってきたところであり、これ以上の調査項目の大幅な簡素化は難しいと考えている。
- 2 このような中で、更なるオンライン回答の推進を図るためには、農業現場で既に電子化されたデータの活用や農業経営に係る日常行動の把握など調査項目の把握の仕方にITを導入していく必要がある。
こうしたことから、令和3年度予算により農業経営管理ソフトから調査項目データを抽出する取り組みを始めることとするほか、今後の取り組み課題として、
① スマホやICチップ等の活用による労働時間の把握
② 税務申告ファイルからの効率的把握
を位置付け、スマート農業技術(DX)の活用検討を進めている。
- 3 また、オンライン回答によるインセンティブが働くような取り組みも必要であり、令和3年度予算において、農業経営統計調査結果を用い、農業経営に関する情報をオープンデータ化する実証・研究を進めていくほか、経営統計調査(個人経営体)においては、青色申告決算書の項目番号などを調査票に明記しオンライン回答がしやすいような改善にも取り組んでいくこととしている。